

機関誌「市街地再開発」一問一答検索 (昭和47年～平成27年)の使い方

この検索は、機関誌「市街地再開発」に掲載している「一問一答」の質問のみを検索するもので、関係する記事内容については、機関誌のそれぞれの号でご確認をお願いいたします。

検索の方法

1. エクセルデータをダウンロードして開きます。一問一答は分類分けしてあります。特定のキーワードを検索したい場合には、フィルタ機能▼を使って検索してください。

分類	西暦	和暦	月	N	頁	問
施設建築物	1972年	昭和47年	11月号	第31号	22頁	都市再開発法第2(6)の「(6)の「施設建築物」は、(2)の「防災建築物」は1から推量され、2以上の建築している。
施設建築物	1972年	昭和47年	11月号	第31号	22頁	施設建築物にはエレベーター
敷地	1983年	昭和58年	4月号	第156号	22頁	施設建築物の敷地に関して次法上の施設建築物の敷地と建
借地権	1972年	昭和47年	11月号	第31号	22頁	都市再開発法上の「借地権」上の借家権と同一に解すべき
借地権	1972年	昭和47年	12月号	第32号	19頁	未登記借地権の申告：未登記法15の申告はいかに行
借地権	1972年	昭和47年	12月号	第32号	19頁	上の設例について、14につ
借地権	1973年	昭和48年	1月号	第33号	21頁	都市再開発法第22条に規定対する権利」には、議決権もが消滅したときには、借地権か。
施行区域要件	2012年	平成24年	10月号	第510号	52頁	都道府県知事の認可を受けた行する場合において、周辺の経済的な場合が考えられますあっても問題ないのでしょうか。
施行区域要件	1992年	平成4年	3月号	第262号	37頁	施設建築敷地が二つの異なるせん。このような市街地再開
施行区域要件	耐火建築の区分所有マンショ

問

昇順(S)

降順(Q)

色で並べ替え(T)

"問" からフィルターをク

色フィルター(I)

テキストフィルター(F)

未登記

(すべての検索結果を選択)

現在の選択範囲をフィルターに追加す

それでは、組合設立の際借地権を申告

未登記借地権の申告：未登記の借地

市街地再開発組合の設立の際、未登記

未登記の建築物は、権利変換の対象と

未登記の借地権を有する借地人が、そ

未登記の借地権者の存否について、借

OK キャンセル

検索したいキーワードを入力してOK

2. 検索結果一覧が表示されます。掲載年月がわかりますので回答はそれぞれ掲載号をご確認ください。

分類	西暦	和暦	月	N	頁	問
借地権	1972年	昭和47年	12月号	第32号	19頁	未登記借地権の申告：未登記の借地権の存否について係争中のとき、都市再開発法15の申告はいかに行うのか。
組合施行	1984年	昭和59年	3月号	第167号	20頁	市街地再開発組合の設立の際、未登記の借地権者はどのように取り扱われるのでしょうか？
権利変換	1977年	昭和52年	3月号	第83号	20頁	未登記の借地権を有する借地人が、その借地上に借地人が債務者である債務を担保するための抵当権が設定されている建築物を所有しています。借地人は権利変換によって施設建築物に入居していますが、都市再開発法第73条第2項の規定に従って施設建築物の一部を与えることは床面積が過小床となり法第79条第3項により不可能である場合に、未登記の借地権についても建築物と同じ抵当権が設定されているものとみなして、借地人の同意の下に、一括して権利変換することができますか。
権利変換	1977年	昭和52年	3月号	第83号	20頁	未登記の建築物は、権利変換の対象とすることができますか。また、未登記の建築物、借家権については、都市再開発法第70条第1項の権利変換手続開始の登記を行うことができませんか。この未登記の建築物、借地権を処分する場合に、都市再開発法第70条第2項の規定による施行者の承認は必要ですか。
権利変換	1984年	昭和59年	3月号	第167号	20頁	それでは、組合設立の際借地権を申告しなかった未登記の借地権者は、権利変換手続きにおいてはどのように取り扱われるのでしょうか？
権利変換	1984年	昭和59年	3月号	第167号	21頁	未登記の借地権者の存否について、借地権者と地主との間に争いがある場合、組合は、どのように権利変換手続きを進めればよいのでしょうか？